

に、利水に関する国民的な理解を深めるような方法をとるために、河川法の改正に踏み切らなければならぬと思うのです。何といっても明治二十九年の法律がそのまま温存されているということに、われわれがいろいろな意味の法の抵抗、われわれの社会生活というものが法の抵抗を受けるという点があろうかと思うのですが、これに対し建設大臣並びに経済企画庁長官から伺います。

○國務大臣(中村梅吉君) お説の通り現行河川法が、相当もう年代がたつておりますので、われわれも検討をいたしたい考え方でありますし、すでに田中さん御承知の通り從来も河川法について検討を加えたこともあるわけでございます。関係方面が非常に範囲が広いものですから、なかなかその意見の調整も簡単に参りませんし、今日に至つておるわけでございますが、今回の水資源開発関係の法案が成立いたしまして、この施行をしていく段階におきまして、一そうただいま御指摘のような必要性が感じられてくるのじやないかと私ども思っております。さような観点におきましてぜひ一つ十分検討いたしたいと、かように考えております。

○田中一君 そこで伺いたいのは、これは近代国家に日本がなる維新革命以前においても、大体農民が大部分を占めておったところのわが国の経済面において、水の占める重大性といふのものは常に歴史的に証明されております。

流れる水について、今回の水資源開発公団、水資源開発促進法等による水の製造というものを考えた場合には、当然これに対する適正配分ということはなされるのであります。従来ともども長い年月、自分の所有する現場及び自分の所有する土地、あるいは自分の所有する田畠あるいは自分が集団として社会生活を営んでいるところの区域等を自然に流れる水、この水に対する所有感といいますか、これに対する切っても切れないような形の自分のものだというような感覚が非常に強いわけです、国民全体として。ことに農民の間にはそういう執着といいますか、が残っておりますが、眞の水の効用と、いう観点から民族全体のために奉仕させようというならば、必然的に水の流域の変更が行なわれなければならぬことは当然であります。しかしこの問題だけは四国の銅山川をはじめ数々の問題をはらんでいる。そして維新前のそれらの問題がようやく昭和年代になって初めて解決されたというような宿命的なな刺があつたわけであります。今後考えられるところの施策としては、当然この問題がようやく昭和年代になって初めて解決されたというような宿命的なな刺があつたわけであります。今後考えられるところの施策としては、当然この流域変更、甲の流れを水源地に近いところでカットして、そうして乙の河川に流し込み、そしてまたその合流域された水を再び丙の河川に合流して、そこに変更の経済効果を發揮するといふようなことが行なわなければ、ほんとうに水利用ということにはならぬわけです。したがつて、そうした形の流域変更、これは農民のおそらく抵抗が強い。それも農民の慣行水利権と申しますが、從来自分が伝統的に使つておった水をというものを十分に必要度に感じて流しながら、なおかつそれを、

いろんな形がござります、流域変更に
は。そういう形でもって今後水の流れ
る導体といたしますところの河川とい
うものを高めていくといつもりがござ
りますかどうか。もし短い言葉でい
うならば利水の面、利水の面というの
はその地域における利水のみならず
余った水というものを合理的な配分に
よつて流域変更等がどしどし行なわれ
てかかるべきである、あるいは行なわ
れるはずである、あるいは水資源公團
によつてそうしたような施策がされる
のだというような理解をわれわれは
持つてよろしいのかどうか。この発言
は十分注意していただきたい。といふ
のは、これが議事録に残りますといふ
いろいろな面において心配する向きも出て
参りますから、それをどういう形で
もつていこうとするのか伺つておきた
いと思います。

刺激を起こしたり、あるいは権益を害したりすることの起こらないようには注意しながら進めたいと思います。しかし、そういうようなことも起こってくると思いまが、これらにつきましては河川法に関する専門の知識を持つておる河川局長、あるいは次長からお答えをさせることにいたしたいと思いますが、御趣意の点は十分体してわれわれ運用して参りたいと思っております。

○政府委員(山内一郎君) まあ今後水を開発する上におきまして一番注意をしなければいけないことは、ただいま先生の御指摘がございました既得権利との関係だと思います。したがつて計画の面におきましては既得権利は侵さないようになら新しく水を作り出す。これがもう今後の水資源の開発の最も基本的な考え方だと思います。その作り出した水を需要地に運ぶわけでござりますが、その場合にやはり多目的用水路とか、水路で上流の地点から需要地まで運ぶわけでございますが、その場合に下流との既得権との関係というような問題も生じてくると思います。計画の面におきましては新しく作り出水でございますから、既得権利といふものは計画上は侵されないという建前でこれはもう計画し、実施をするわけでございますが、極端にまあ水が少なくなつた場合にはどういふうになつてくるか、こういう問題も生じますので、その点につきましては十分既得権利との関係につきまして、基本的な計画の場合にその措置も合わせて考えていく、こういうような考え方で進

○田中一君 そこできま既得権、既得権といいますか、そういうものとの調整を行なうために既得権者と協議をしなければならない、その計画の最初に。それはまあ一つの例があるので、すが、御承知の青森県の西海岸に流れ、てある赤石川という川があります、赤石川の南のほうにも鶴間川ともう一本三つ川があるのです。赤石川が一番急流で水源も豊富だというのでこれを三つ合わして東北電力は発電所を作つておるわけです。その際にやはり三年くらいいろいろな問題がありましたけれども、充権交結をいたしまして十人の委員によつて運営委員会を作り、水の配分をその時点の容量によつて配分していくくという形をとつております。その十人はだれかと申しますと県知事、地元の市町村の長、東北電力会社の代表者、それからあと七名というのが地元の各種水利権者です。たくさんあるのです、たとえば流木権といふものが設定されておる、木を流すために常にその水を使っておったということもありますし、いろいろあるわけですね。そうしたような形の権利者が集まって調整運営についての委員会を持つておるわけです。こういうような形をとるべきではないかということなんですね。現にせんだつても予算委員会の一般質問で経済企画庁長官にも伺つて、いるよううに、この作られた水は、今河川局長が言つておるよううに、それぞれ売水して一応の権利はその分にはない、ということにはなつても、まあその貯水された池の下流においてはやはり支流もたくさんあるでしようから、流れるものでまかなえるという時期もあ

るが、渴水期にまかなえなくなるという場合にどういう水の運用、配分をするかということに當時そういうものももってなきやならぬ。ところが今御承知のように、国土総合開発審議会においても、この水部会においてはいままだに結論が出ておらぬ。これは私は非常に大きな問題だと思うが、各官庁のセクターが常にその調整をおくらせておるというのです。むろん今回の水資源開発促進法案なり水資源公団案なりが生まれたというここに大きな原因があるわけなんです。そこで何とかして基本的な運営、配分の基準といいますか、そういうものを作らなければならぬと思ふ。これは経済企画室長官は、さつそくそういう点については、よいものを作るよう努めをするとということをせんだって答弁しておりますだけれども、当然経済企画庁がこの二法案の窓口として担当いたしますけれども、経済企画庁にはそれだけの力がないと思うのです。したがって、国土総合開発審議会の水部分においては、各省の事務当局並びに学者等が入っておりますが、その答申が二十九年ですか、出た答申というものが全くばらばらなんですね。厚生省出身の事務官は、自分の方の都合のいいように、あるいは農林省出身はそのように言つておる、学者は学者でもって学閥によつてものと言つておる。この点は先般も当委員会の参考人に鈴木雅次日大教授をお呼びしたときに率直に鈴木博士は言つております。これはどうも学閥と言つちやなんですねけれども、やはり仲間の制約を受けますということを、建設省の考え方でいるものが一番いいのだという考え方を持つていながらも、農林省の場合に

は農業用水が自分の觀念としては先行して、いかに得をするかということを考えられる。こういうセクトがあつては民族のための水資源ということが言はれなくなつてくるのです。一學閥、一学派と申しますが、そういうものとか各役所のために、正しく国民全般のために利用される水というものが片寄つてくるということにならざるを得ないと思う。こういう点については藤山經濟企画庁長官は相当な決意を持つて立たぬといかぬと思う。藤山さんは非常に幅の広い——これはあなたの批評をするんぢやございませんよ——幅広い知識人であり、また経済人としての経験も豊富であることは知つております。しかし國土問題については、もう少し熱意を傾けていただかなければならぬと思うのです。十一月の中旬かに北上総合開発水系の三陸部会が何かあるそうですが、この際にはどうかぜひとも藤山長官は出席すること、いかなる理由があろうともせめて一ぺんぐらいいは出席していただきたいと思うのですよ。かつて河野經濟企画庁長官は、國土総合開発審議会並びにこれらの部会に対し、任期中一ぺんも出たといふことがございません。そのかわり經濟問題、財界と結ぶことははなはだ活発に動いておる。私はもう財界は藤山さんさんと結ばれてくるのだろうと思ひますから、その方は御心配要りませぬないと水制度に対する考え方なども的確につかめないと思うのです。あなた自身が実際の判断をされるだけの経験を持つと各省にものが言えると思う。

これに対する協力者は中村建設大臣であるはずでございます。中村建設大臣は何も水を作る側であつてこの配分をしてゐるわけじやございません。國土の保全とそれから水を作る方の側であるから、一つ中村建設大臣と協力してこの二法案によつてでき上がる利水の面の施設に対して万全の策をお考えになるとともに、それらの制度を早急に強力にお始めになる気持が、藤山さんやるとおっしゃつても、その場限りのことだつたと思うんですよ、御理解が十分でなかつたと思うんですよ、ここでごちやごちややられてはかなわんから、あればの言うことはほんとはい聞いておけばいいと思ったに違ひないですよ。今お二人からはつきり私の方で希望する面の御所見を承つておきたいと思うのです。

りませんが、国土総合開発及び日本工業の発展等からみて、水資源の開発の重要性を十分に認識をいたしておるつもりでございます。そこで私の担当いたしております建設省としては、そぞういう治水の面と、水をいかにして必要なだけ造成をしこれを適正に配分するかというこの事業につきましては、へく自分のところ建設相自体としては、水を使ひわけではありませんので、治水ということ以外には完全にアンバランスの立場におりますから、活発にこの法案が成立しましたら水資源の開發を協力をし、しかも適正な見解のもとで立つて、一つ全力を尽くしてやつてしまいたいというのが現在私どもの考え方であります。

の面、ことに砂防の面について、それは売る水の価格の中に含めてもらひ、アロケーションに入れてその水系の上流砂防というものは山腹、渓流を問わず十分なものにするという努力がなされなければ、せっかく作つたものが容量が減つてくるわけです。そういう点はここに触れておらないのですが、利水の面のみに進んできておりまして、どうお考えになりますか、そういう点は、あるいは国費をもつてあるいは補助事業としてやるんだというお考えに立つておるのか。多目的ダムにははつきり明記しておるわけです。しかしこの法案にはそれが明記されておらぬわけです。保全という形のものは出ておってもこれはもう必須条件です。いれものが詰まらないようにまあ浚渫ができるものではございませんから、土砂の流入を防ぐということが、この水資源公団の一一番重要な施設だらうと思うのです。建設を担当する建設省としてはこれに対してもどういうお考えを持っておりますか。たとえば利根川の例をとりましても、上流の各支川等に現在前期五カ年計画で認められておりますところの七百三十億という金を、この利根川並びに宇治川に、当面仕事しようといふ二つの河川に対してどのくらい投入しようとするのか、河川局長に伺いたいのです。まだ今回の全般の災害は申しません。この二水系の水をためて売ろうとするならば、その上流においてはもう完全な砂防工事をしなきやならぬと思うのです。それに対してどういう準備をこの公団出発後の予算措置として国はお考えになるか。また国が考えられないならば、水資源公団そのものがお考えに

の場合はその費用というものはどこから取ろうとするか。私はたとえば発電社等は、社会党がそういう主張をするとき、どうも一般国民の電気料金が上がるのをございますよということを言っています。あるいは今度は上下水道の場合をいつても、それに負担をかけると国民の水道料が上がるんですね。なんといふことを言うかしりませんけれども、これは大したものでございません。私は上がつてもいいと思うのです。上がるともいいということは何も高く上がるということではございませんよ。当然上がるべきだと思うのですが、そういう完全な施設をすれば、その費用はアロケーションに繰り入れていいと思うのですよ。そこまでの勇気がおありかどうか。そしてまたその砂防施設をしなければ、作られたところの貯水池といふものは美和ダムの例をもって示されているように、計画よりもそれこそ分の一しかもたないといふことになれば、この目的は完全に達せられないことになるのです。そうして多目的ダムが相当であります。

から、わずかに基本計画には治山治水について十分の考慮が払われなければならないということを記載しておりますが、この基本計画を立てる場合にはもちろん行政機関の意見を開くほか閣議の決定も経るわけでござりますから、歴代の建設大臣はこの点に、お説のように点を十分に留意して、そうして治山治水の面が計画として十分纏込まれているかどうかをよく検討をして作って行かなければならぬ、協力をして行かなければならぬと、こう思います。で、この水資源開発に関する基本計画においてそうであると同時に、これは国としてさらに今お話をよう点は公共事業としてやはりやつて行かなければならぬ。水資源開発の公共団の事業あるいは基本計画だけにまわすわけには行かないで、そのほかプラス公共事業を活発に、水資源を強力に開発をする地帯については特に公共事業でそういう面を留意して行かなければならぬものであるとわれわれは考えております。さような角度に立つて私どもとしては水源の保全及び治山治水について全力を尽くして行きたいと存思いますが、これは私のみならず歴代大臣の建設大臣がその役割を果すべき使命を抱つていて、私はこう思つております。

億ございますが、そのうち利根川、川につきましての具体的な数字は今手に持つておりませんが、相当ただいまの御指摘のように重点的に入れてやついるわけでございます。
それからただいまお話をございまして、美和ダムの砂防事業につきましては、今回の非常な災害にかんがみまして、従来もその上流の一部は直轄砂防でやつておりますけれども、今後その直轄区域を拡大いたしまして、この調子で参りますと相当早くダムの全壩が埋没してしまうというおそれがござりますので、直轄砂防の区域を拡大いたしまして、強力にやりまして、御指摘の点については万全の措置を考えたいこういうふうに考えております。

賀県などは琵琶湖の水というものがやはり水池になつてゐるわけです。そこでもろん水に関しては操作規程とか契約的なものが結ばれると思いますけれども、海水時あるいは増水時等々いろいろ形になつて参りますが、その際は損害補償の問題をどうしてくれるかと云ふことを非常に重要な考えておりなす。ケース・バイ・ケースでありますけれども、やはり一応経済企画局としてもこの仕事の事業を運営するにあたつての損害補償的な基準を設けるべきであるという気がするわけですね。もちろん契約には一応の幅広いものを持って補償するんだということは想定しておつても、どういう形でどういうものを補償するのだということになりますと、農民はやはり不安を感じ定めます。この点はぜひとも損害補償の基準をきめて、いろいろなケースの基準といふものはこれもあるもといふのもありますと、農民に熟知さして、そして仕事を進めるということによつて、仕事に着手してから最初に問題が起きないとと思うのです。そしてその意味は、一面水源か県費をもつて維持管理をしているとう滋賀県のような場合には、それなりに対する一つの助成にもなると思うのです。水系の住民の総力を自分の一区域で自分で使うんじやございませんから、他の社会に持つていかれるといふことに対する補償と助成という意味を含めたものを作つていただきたい、そういうのが私どもの希望ではありますけれども、その点はどうでございませんか。

然計画の代償と申しますか、あるいは性格というもののからいろいろな面で出てくると思いますが、したがつてこの基本計画を実施するにあたりまして、当然その計画にのつとて損害の状況がまあある程度わかつてくるわけであります。その状況をどうして救済するかという問題は十四条にもありますように公平かつ適正に救済できるよう別個の河川々々によつてその性格が違う場合がござりますから、基本計画の中で織り込まれるのが一番適当だと思います。ただ公共用地の取得のそういうふうな一般的な原則が適用できるものは、そういうものが共通的に適用されると思いますが、特殊の事情のある地域がございましようから、たとえば琵琶湖の水位計画というような問題は、かなり琵琶湖に特有の現象だらうと思ひますから、そういう特殊な現象から起つる補償措置といふものははどうするかということは、おそらく琵琶湖における基本計画の中には、それに對して適正に処置していくことを織り込まなければならぬ。

一々公團を作るなんということは……、
これは政府の好まざるところであるう
と思うのです。したがつてこれは水資
源公團に吸収するのだということを強
く発言しております。したがいまして
國民はそうなるべきものという認識を
持つておらぬわけなんです。これ
が承知してくれればやりますとい
うような、はなはだあいまいな御答弁
どもの同僚の社會黨の委員等がお尋ね
すると、それはそのときにはまあ相手
が承知してくれればやりますとい
うような、はなはだあいまいな御答弁
しか經濟企画庁長官または建設大臣が
しら伺つておらないわけなんです。これ
ではいかぬと思うのです。どうしても私
人間が運営するのでござりますから、最
近任命された愛知用水公團の理事長が
どういう方が存じません。しかし同じ
事業 同じ性質のもので仕事を同じ場
合に一番心配するのは、小規模な五百人
か六百人くらいしかおらぬような时限
的な公團なわけなんです。完成すれば
一部の管理部門の職員を残してあとは
解散しなければならぬ。人間は現場か
ら現場にかわるのは一向苦になりませ
んけれども、そいやたらに三年や五年
で首を切られたり、また仕事を探した
りするのはこれは不健全なよくないこ
とです。したがつて愛知用水公團が現
在仕事をしておる面が残されておつて
も、全部つくづくめて水資源開発公團
に一元化する、そして豊川用水の建設
にあたつての一部門という形に發展し
なければ、この法律を提案されこの法
律をわれわれが審議しているところの
われわれ並びに國民も了承できない面
があろうと思うのです。この点につい
てひとつ、まあ中村建設大臣は河野さ
んと非常に仲がいいのでどうも困るの
ですが、これは大義親を滅するとい

ことで、やはりあなたは建設大臣として引きぜんとしてその方針を貫いていただきたい、これが池田内閣の言明でもあるわけなんです。官房長官の発言と、いうものは、これは池田総理の發言だ、と信じてもいいと思うのです。この点、經濟企画庁長官並びに建設大臣の所見を伺います。從来お話しになつておるようなああいうことでは困りますよ。もう少し前進したひとつ御答弁を期待いたします。

○國務大臣(鷲山愛一郎君) 官房長官の言われました方針に別に変わりはないのでありますて、愛知用水公團が今存続しておりますのは IMF、世界銀行政からの借り入れもございますし、またこの法律で水資源公團ができるからです。したがつて豊川用水をやりますについて法律改正を行なうことになりました。さしあたりそれにはやぶさかではない、さしあたりそれに対応する状態が進行しておるわけでありますので、大きな方針として変わつておらぬと私どもは考えております。またその方針で進んでいきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も結論的に同感、同様でございますが、基本としては同じ仕事、少なくとも類似の仕事をでございますから、できれば大きな組織に一本化するということが理想でござります。したがつてこの理想の基本は、今企画庁長官が申し上げましたように、私ども従前どおり、官房長官がお答えいたしましたとおり変化はございません。ただこの外資の関係等もござりますので、それらの検討を要すると思いますが、基本的には変化はないわけであります。

○委員長(後藤義隆君) ほかにあります

○西川甚五郎君　この二法案が提案されまして以来、衆議院、参議院において各委員の熱心なる質疑応答がありまして、大体私はその点において、修正された点が多くあるのですが、大体において了承されまするが、この法案が通りますと第一に取り上げられるのは、やはり利根川あるいは淀川の水域の問題であると思うのです。そこで淀川の問題になりますと、一番大きくて現われて参りますのは琵琶湖の問題であると思います。各位にははなはだ申しわけないのでありますか、少しづばり琵琶湖の問題について申し上げることにしたいと思います。

あの琵琶湖はその六十億トンの水を利用しまして、八十数万の農民が大なり小なりにこの水に依存して生活いたしておりますのであります。そこでこの法案が出ましたときに、一番大きなショックを受けた一つは滋賀県民であります。と申しますのは、今から十数年以前については熱心なる検討を滋賀県でやつて参りまして、あらゆる点を検討いたしましてなかなかむずかしい問題があつたのであります。ところが滋賀県というところは御存しの通り近畿において一番開発のおくれておるといふようにいわれております。実は先般委員の仲間におきまして、各地におきます開発法がありますが、それに従つて近畿開発法というような法案を作りたいと思つたのでありまするが、近畿の各府県の方々はこれを近畿振興協議会という名前に変更されたのであります。そのときに、私ははなはだ不満に思いまして、どうしても開発とい

う文字を使うように要請したのであります。が、みな同僚議員は結局開発するのには滋賀県だけじゃないというような話がありまして、結局振興協議会といたして、今後開発するには滋賀県だけじゃないというふうな名前にしたのであります。と申しますのは滋賀県は湖東、湖南の一部は開発されておりますが、湖西、湖北はほんとうに単作地帯であります。従つて得の格差はひどいのであります。これは中村建設大臣にも先般お越し頂いたときましてもよくごらんいただいたと思います。

そこで今日琵琶湖の水がどのようになつておるかと申しますと、先般六月の災害のときに、一秒钟間に琵琶湖に入りました水が一萬トンであります。そうして洗せきから出で流れております水は一秒間に七百トンであります。どうていこれを流し切ることはできませんので二十日間周辺の田畠は冠水いたしました。そうしてその結果稻苗をすまし岡山からいただき、またおのおの各地にお互いに助け合いまして稻苗を分けます。このようやく耕作いたした次第であります。このような状態であります。これは何かと申しますと、やはり戦時中の山林の乱伐、そうしてまた滋賀県は御存じの通り急流な河川が多いのであります。結局こういうことが起こります。そこでこの二法案が出来ましたときに大へん驚きました、そして滋賀県におきましては數十回、また滋賀県の当局が東京に移ると、いふほど真剣になりまして、東京においていろいろと協議をいたしました、その結果あらゆる手段を尽くしまして、今度皆さんの御協力によつてある一部修正をしていただきまして、また附帯決議をつけていたいたのであります。

ます。

そこで利か申し上げたいのは、これほど真剣になつておる表現がどこにあるかと申し上げますと、先般の衆議院における参考人の意見、また参議院において参考人として呼ばれました滋賀県知事の言葉であります。これはたぶん両大臣ともごらんになつておらないと思いますし、ここにおられます多數の当局の方々もあの当時お出ししましてなかつたものですから、あの参考人の発言、またこれに対する質疑の速記録と申しますか、会議録と申しますか、これははなはだ失礼であります、ごらんになつておらないと思う、あの字句をお読みになつたならば、いかに滋賀県の人間があの琵琶湖に、そうしてあの水を愛しておる、そうしていかにしたならば、この水資源の開発案が通りましたときに、これを成立さすに滋賀県はどういうような気分であるといふことがはつきりとうつてあると思います。どうかこの点はひとつ両大臣並びに当局の方々もあの会議録を十分にお読みいただきまして、そして今後の処置に善処していただきたい、こう思ひのであります。いろいろと申し上げたいと思いますが、時間の関係上これだけ申し上げまして両大臣の御所見を伺いたいと思います。

号 昭和三十六年十月二十一日 [参議院]
県が琵琶湖によつて非常に大きな力を
持つておる、またその力が活用される
ことが、逆にできれば非常に滋賀県の
繁栄にもなるということは当然のこと
だと思うであります。こうした利水
計画をして参ります場合に、水源地と
水を利用する地域との間の調節を十分
にはかりまして、両々ともにその便益
を享受できるよう考へて参りたいと
思います。

の御意見は速記録でも拝見いたしましたし、なお私もじきじきに数回お目にかかりまして深刻なお気持は拝聴いたしておりますので、今後淀川水系、ことに琵琶湖をめぐる水資源の開発を行わないますについては、直接のこの本法に基づく基本計画の中に、十分この水源地である琵琶湖及び滋賀県の事情を考慮して計画が策定されるようになさなければならぬということを考えますと同時に、とにかく貴重な水を活用させてもらうわけでありますから、あわせて滋賀県の繁栄になるように、他の公共事業等の面におきましても国として配慮すべきものであると、かようなふうに考えておりますので、その心がまえで今後臨んで参りたいと思っております。

に述べられるであります。そういうと見られるように、もつと地方自治体の、言いかえれば地方住民の県民の意見を法的にも入れられるようにしてもらいたい、という点がかなり強く言われていたのであります。そういうと見にこの法律が施行せられた際に、従来いわゆる既設のもろもろの権利あるいは施設というようなものとの競合の際に、この法律案からみると国家政治権力という強いものが現われて、先般作ったところの土地収用法の特例、非常に強い権限を持つこの制度が作用していくのではないか、地元のいろいろな権利を持つ団体なり個人なりという人たちが、この土地収用法並びにこれが特例によって土地もあるいは水 자체についても、この権利が法的にはそのような法律によってかなり強くコントロールされてくるのではないだろうかといふ点がどうであるのかという点、あわせて一つ今後の運営につきまして、以上申し述べた点は他の委員からもう言われているところであります。が、最終段階でありますので、これらの特例法、土地収用法というようなものの運用にあたっていかなる態度で臨まれるものなのか、本法運用にあたっての御所信を伺っておきたいと思います。

は当然のことのございまして、したがって基本計画にそれが十分取り入れられて案ができる。したがってその案にのっとって土地収用なり何なりの問題が起こってくる、こういうことに悩むわけでござります。土地収用法を先にやって基本計画があと回しになると、いうようなことでなしに、基本計画が策定されまして、その範囲内で土地収用の問題は、これはそういう基本計画が全体としてでき上がってからこそ事業が進行するわけであり、その進行にあたって土地収用の必要があればそれを適用いたしますけれども、基本計画を作りますときにそういう地方住民の意思というものが十分に取り入れられていかなければならぬ、こういうふうに御了承いただければ、こうかと思います。

それからそういう衝突をした場合に、法文上は知事の意見なりは尊重するとのおっしゃいますけれども、必ずしも同意とか協議とかいう高度な法文になつてない。したがつてくどいようあります。さらに最終段階であるから、これが運用にあたつては特段のどのような具体的な考慮を払うのかと、いう点を、第二の点で伺つておるわけでございます。

○國務大臣(中村梅吉君) 前段の土地収用法と水との関係につきましては、前回以来事務当局によく検討させました。その結果を間違ひのないように河川局長からお答えを申し上げることにいたしたいと思います。

○政府委員(山内一郎君) 水を利用する権利が収用法の適用になるかどうかという御質問でございましたが、これは検討いたしました結果、収用法によりましてやはりその対象になります。なお公共用地の取得に関する特別措置法においてもその対象になるわけでござります。しかし既得の水利権といふものは非常に大切なものでございまして、従来こういう事業をやつておられます場合には必ずそれにかわるような水利権を与えるといいますか、かわりのものを作り出している。これらの工事は水を作り出す事業でございますので、その点につきましては十分なそういう配慮がなされるわけでございました。したがつて既設の発電所が水没するような場合には、それにかわる水利権を新しくその事業に伴つて与えていく、こういうような配慮をしているわけでございます。したがつてそういう対策によって十分処置できると思いますが、収用法の適用によつてそういう

えることをお許しいただきたいと考えます。前の国会で本二法案の提案理由の説明を受けましたときにも私は質問演説の中で明らかにした通りに、まず政府案に見る水資源のとらえ方に不満の意を表し、かような程度では国民の期待とはあまりにもかけ離れているのではないかということを強調したわけであります。ところが、これに対しまして関係閣僚は必ずしも反駁されないで、中には全く同意見であるかのようない御答弁まであったわけであります。にもかかわらず、今国会に出された二案は出直して出されたのにもかかわらず、一字一句の変更もしないで前回そのままあるわけですが、率直にいって、國民は、いやしくも水資源開発促進法という金看板を掲げていますこの法案の規模と内容に対する不満と失望を感じることは否認できません。すなわち水資源の一元化、水資源の開発及びその高度利用化といふものは、國土の効率的利用と國民経済の発展をはかるのが基礎条件でありまして、これを促進することこそが政府に課せられた至上命令でもあり、しかも喫緊の問題でなければならぬ、こう思うのであります。したがつて、私どもはまず開発されるべき水資源といふものは、一部限られた水系の河川水位や湖水だけにとどめることなく、すべての河川水位、湖沼水位、地下水、海水、拂水をも含みますものでなければならぬと考えて、から仕方なくその年次計画的な意味で実施されていいのではないけど、こう

考えておつたのであります。わかりやすく言いますならば、蛋白質が欠乏しています国民に内類を食べさせなければなりませんと、こういう必要がある場合に肉そのものをどうとらえていくかということが最初の問題でなければならぬ、こう考えるのです。肉には牛内もある、馬もある、イノシシもある、ウサギもあるのです。これはあるいは鳥類でも魚類でも、まあいならば鯨に至るまで、肉というものはたくさんありますのでありますけれども、政府案で見ますると肉とは牛肉のことなりという程度でこれをとらえてしまつておる。こういうような感じがするわけであります。しかし現在の時点でかのようなことを言つてみたところでこれは仕方のないことでござりますので、今申し上げまするようなことは、私どもが常に主張しておりますところの一日も早く建設省を国土省に発展させましてから貴重な参考意見として生かしていただきたいと考えるのであります。

そこで本論に入りますけれども、政府案には前に申し述べた範囲で検討いたしてみましてもなお多くの問題点がある。特に関係都道府県にとっては幾多の不満と不安が感じられること、これは多音を要しません。これらについては審議過程において幾度もただして承しておりますので、修正に関する限りは衆議院でなされた範囲に同意いたしましたして、せめてこの際、付帶決議を実施されていいのではないけど、こう

をしたいと考えるわけであります。付

帶条件の案については、幸いに共産党

になつては衆議院の修正で相当その目的

を除きまするところの五派の共同提案

をおもまして賛成の意にかえておきた

いと考えるわけであります。

○武藤常介君 私は自由民主党を代表いたしまして討論をいたします。この

法律案は産業の開発、發展、これに伴

う人口の増加によりまして「用水を必

要とする地域」かつ将来に向かってこ

れが需要の増大する地域に向かって水

資源の総合的な「水源の保全・涵養と

経済の成長と國民生活の向上に寄与す

ることを目的とする」ものであります

ます。まことに現代的國家の進展上最も

適切なる法案であると私は信するもの

であります。しかしながらこれが計画

及び実施にあつては静かに思いをめぐらしますと、決して容易なものでは

ないであります。あるいは甲地域と乙地域との利害が相反する場合も起

こり、また非開発地域と将来に対しても

新たに開発を希望しておるところの地

域との利害が相反し、また既得の水利

権問題等に関し危惧の念を持つていま

す。したがつて、特に開発地帯と将来に對しては、河川法による地

方行政の許可権の存在を確認

し、十分な了解のもとにこれを行

なうこと。

二、公團の運営については、工業、農業、上水等各種用水の間の調整並びに費用負担について十分なる配慮をするとともに、施設の新築、改築等に際し、既得水利権は侵害しないこと。

三、水資源開発計画にもとづく事業の実施にあつては、予めこれに

より損失を受ける者に対する公平

かつ適正な補償基準を定めるこ

と。

四、愛知用水公團の事業は水資源開

発公團の発足ののち可及的すみや

かにこれを統合すること。

右決議する。

以上であります。

○村上義一君 私は水資源の総合的

開発、また水源の保全・涵養並びに水利

の高度化の緊要なる点にかんがみま

して、原則的にこの両法案に賛成の意

を表するものであります。

しかし本案審議にあたりまして申し

述べましたとおり、両法案は下流の水

利用府県の利益充足のみ重点を置いて、これによつてこうむる水源地域の

被害や不安を除去することにつきまし

ては、修正案においてもなお不明確で

あり、水源地域の住民の不安、不満は

はなはだ深刻なものがあるのであります。

して、ここ十日間くらいに百数十通の電報が滋賀県下から参つておる点にか

んがみしても明らかであるのであります。

したがつてこのままの法案で

は、法案が成立して実施せられまし

も、施設の円滑なる遂行はしよせん不

可能でないかといふことを憂慮するも

のであります。ただ、ただいま武藤理

事より河川法による地方行政の許可権

に対し強く要請されたのであります。

そして、ただいまも質疑中にありましたよ

うに、あるいは滋賀県知事あるいは茨

城県知事あるいはその他の県知事より

した。

次に、討論中に述べられました内村君提出の附帯決議案を問題に供します。内村君提出の附帯決議案を、宅地造成等規制法案について本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

ので質疑は十分しておらぬのですが、
一般資料要求としてこの地域の交通
量、それから鉄道も含めた貨客の移動
の状況等の統計があるはずであります
から、それを資料として配付願いた
い。——資料について高野道路局長に
説明を願います。

卷之三

○田中一君 なぜ考慮されなかつたのですか。どういう理由で考慮されなかつたのですか。

あつても一向差しつかえないではない
かといふようにも考えられますので、
この点は、現在建設省が考えておられ
ますところの高速道路に対する考え方
ですね、どういう御意見をお持ちか。

委員長(後藤義隆君) 全金一致であります。よって内村君提出の附帯決議案は本審にてて本委員会の決議とす

○國務大臣（中村梅吉君）　ただいま御
決定になりました附帯決議につきまし
てはその趣旨を尊重いたしまして、本
法の運用には十分善処いたしたいと思
います。
○委員長（後藤義隆君）　なお、審査報
告書につきましては委員長に御一任を
願います。

○委員長(後藤義隆君) ちよつと速記をとめて下さ。

速記中止

○委員長(後藤義隆君) 速記をつけ

次に、国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○田中一君　衆議院提出の国土開発総
貫自動車道整備法一部改訂案には、
のほか政府側から道路局長が出席して
おります。御質疑の方は御発言を願い
ます。

貴自動車道建設法の一部を改正する法律案については、会期末で時間がない

ので質疑は十分しておらぬのですが、先般資料要求としてこの地域の交通量、それから鉄道も含めた貨客の移動量の状況等の統計があるはずでありますから、それを資料として配付願いたい。——資料について高野道路局長に説明を願います。

○政府委員(高野務君) 北陸自動車道に関する御質問を提出いたしました。関係しております県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、これらのおおのの状況またその合計と全国の合計につきまして、人口面積工業出荷額、自動車保有台数、道路の延長、これは一級国道、二級国道、主要地方道、一般地方道のそれと、及びその合計を出しております。それから國府県道の延長に対する改良率を表わしております。また北陸自動車道は一級国道八号線に沿っておりますのでこの八号線の交通量を出しております。これにつきましてごらんいただきたいと申しますと、人口は五県の合計で六百四万五千人、全国に対比いたしますと六・五%でございます。面積は全国に対比いたしまして七・九%、工業出荷額は四・五%、自動車保有台数は四・九%、道路延長は国府県道合計いたしまして、全体的に見ますと八・七%でござります。また改良率は各県ごらんいただきたいと申しますと新潟は二〇・七、富山は三・六、石川が二九・四、福井が二九・八、滋賀が三七・六、全国が二八・三でございます。また一級国道の八号線の平均交通量は全体的に見まして千七十一台、全

國の一級国道の平均交通量は千七百十九台になつております。またその下に、注といたしまして、主要一級国道の十二時間の平均交通量を示しております。

以上簡単にございますが、資料の説明を終わります。

○田中一君 大津市を入れた理由はどういうことなんですか。かりに大津市を入れたとすると、御承知のように新潟から高崎辺まで入れた方がいわゆる高速道路としての国土開発としての目的は完成するわけであります。国道網としての。まあわれわれ考えますのは新潟市から福井市付近、あるいは福井市の先の県境ぐらいまでを含めた方が……今までの五県の同じような形の縦貫道の計画の仕方はそうなつております。もしも福井から大津市までを延長しようとするならば、せめて東北縦貫道が入ります宇都宮の辺までその計画に入れるとなればなるわけなんですが、その計画の中にそれをしなかつたということは群馬県、栃木県等の人たちは要求しなかったのですか、衆議院において。どういう理由で大津まで入ったのですか。

○衆議院議員(塙原俊郎君) この間も御説明いたしましたように阪神、中京、京阪の経済圏に直結する長距離輸送網として新潟と滋賀を結ぶ、そうして名神高速自動車道と結ぶという構想のもとにこれは考えたものであります。

○田中一君 宇都宮と新潟を結びますと東北縦貫道と結ぶようになるわけですが、その点は考慮されなかつたのですか。

○田中一君 なぜ考慮されなかつたのですか。どういう理由で考慮されなかつたのですか。
提案理由にも御説明申し上げましたように、北陸縦貫自動車道が私生児的な存在にあるのを生かしていただくという意味で北陸開発特別委員会が中心となつて、その地方の要望に応じ、またそこを視察して行なつたものですからそいうことになつたわけです。
○田中一君 建設大臣に伺いますが、われわれの最初の構想というか、岡田開発総貫自動車道の構想は、こう多種多様の地域的高速道路を作るという趣旨から出発したものではないわけなんですね、これは、参議院の建設委員会の中でもこれはうたつております。今日ではもはや一般道路として高速道路といふものが道路法の中には法律改正されて挿入されておりまして、この性格は国土開発総貫自動車道建設法の道路として見らるべきか、あるいは道路法上の高速自動車道として見られるべき性格になるのかということは、非常に性格上の問題があろうかと思います。そこで先般も提案者に伺つたのですが、大体において現在あそぞ走っております八号線と並行して走るような形になるんではなかろうか。いうような疑いが相当濃いんではないかと思うのです。日本の国はまだ税金も高いし、多少地域的な問題があろうか。すときには、高速自動車道の性格で、とも二重投資は避けなければなりません。したがつてこの新潟、富山、金沢市、福井市、大津市という経過地を考えますと私は二重投資であると

あつても一向向直しつかえないではないですか。どううにも考えられますので、この点は、現在建設省が考えておられるところの高速道路に対する考え方ですね、どううにも御意見をお持ちか。私、心配するのは八号国道があるにもかかわらず、これに並行する地域を通るとするならばこれは二重投資である、これは避けなければなりません。地元の関係市町村の方々の気持はよくわかります。わかりますが、そういう点に対する政府の見解、並びにこの五地点を経過地として示すならば、交通オンラインの国土開発総貫道としての性格じゃなく、高速自動車道の性格を持つべきじゃないかという点についての政府の見解を伺います。

○田中一君 衆議院のお歴々総員の提案でありますから、道路局長もなかなか答弁しにくいと思いますが、しかしこれは強い地元の要請というのでありますからだれも反対するものもないと思いますが、ただお願ひしたいのは、第一にこの法案が可決成立した暁には、三十七年度の予算としてこの調査費をどれくらい計上するというお考えがあるか。あるいは三十七年度は予算の経常費に組み込んで考えておらぬといふなら、いつごろ調査費を計上して調査を始めるのですかという点が一つ。それから先ほどもるる言つておりますように、地点があまり市街地に寄っているようではありますと工事に相当支障を来いたします。したがって、国土開発総綱貫自動車道といふこの精神を十分にくみとつて、当然この五つの地点を通りたのではこの性格にならぬと思ふので、今後総貫道路審議会等がござりますから、審議会の中で十分に検討されて、二重投資にならぬことをひとつ建設大臣に要望するわけであります。その二点、要望質問ですが、御答弁願いたいと思います。

の全国自動車調査は、現り三十七年とかしこの法というふうにおきまることのない大津市街地を通じたこの開発も、市街地を通りました。大津市街地で、かできませましては今まいていただきたいと思います。○村上義一：「りましたことを発着点にして富山、金過するといふことを発着点にす。この形井一大津間琵琶湖の西岸と思うのです。」うか。
○衆議院議員：「地点を大津市で、滋賀県て、そのル定いたしてしまったことを通るか東今先生がお

新潟、富山、金沢、福井、
経過地はこの案にはお示し
ございますが、やはりこの
るというようなことは、道
画の上におきましても、ま
とく、本法案は新潟、大連
いたしております。そろ
うことに相なつておりま
すと、ことに福
はショート・カットである
が、いかがございましょ
う。ただいまも質疑応答があ
りますが、やはりこの
るといふことを御要望が
いたしましたことについ
てはまだ決
まりません。法案が通過い
たと調査費をいただいて十
月に三十六年度もやり、やは
り度も要求しております。し
てはさらにこれを検討す
るのではないかと思いま
す。

とについて、おきますのでして調査の万
考えておりま
○村上義一君
すと、私、ちは、北陸六都
湾沿岸の各工
ひんばんなも
ます。琵琶湖
の名古屋方面
は、ぜひ必要
うに考えます
りますが、そ
のインタチエ
るような路線
どうか。これ
どうか。これ
局長にも御意
思うのです。
○衆議院議員
の御趣旨も私
りますので、
で考えていき
○政府委員(吉
古屋あるいは
て行くのがご
使えるかどう
使めるかござ
る必要がござ
る必要がありますがござ
通つて参りま
名神高速道路
インターチェン
いかく今八割
思います
らぬと思いま
○村上義一君
かどうかの検
いにすぎない
チエンジングがあ

そういう前提に立ちます。よつと気になりますこゝで、滋賀県の御要望を承つて、よく地元の意をくみ全期を期したい、かようじます。

(塚原俊郎君) ただいま、前から承知いたしてお御不便のないような方法で、たいと思つております。

(同野務君) この道路と名伊勢湾方面と結びます伊勢湾の琵琶湖の東側を通る道を連絡します。これを連絡するかという検討をさらになさいます。さらに西側をして大津へ入りますとして、一緒にになります場合のいえど、あそこの場所であることをもさざにしなければなりません。

（お手）
（藤義隆君）
（藤義隆君）
（田中委員）
（高野勝君）
（他）

うな次第で、
あれをどう結
ぶる場合に、か
かないのじや
を前提にして
いう仮定に立
て、もとより
と思うのであ
れを国道八号線
を非常に減殺
速自動車とし
て、自動車交通を
は、西湖を通
ふうに思うも
問題も含めま
次第なんです
ていただきた
は、明らかにし
を明らかにし
認め、これよ
ります。御
せんか。
ありますから
す。
ました。
議を問題に供
賛成の方の
議論省略の動

田内閣の方針も、このような片寄った環境に置かれている後進地域に対しては、当然数々の施策をしておられると思いますが、そのうちの一つの政策としてこの点について私ども、今まで法律語としてまた法律の文例として、すばりそのものというものは、財政当局を拘束するものであるというような立場から、努めてそうした表現を避けて参つたのが慣例でありますたけれども、今回の提案が端的に全くすばりそのままのとなると、私は一応この特殊地域における対策としては当然の措置でなかろうかと思う。しかしながら内容によりましては当然予算といふものを政府は提案する権限を持っております。大蔵省が総額についての積算をなするものになるはずですから、このものとなると、私は一応この特殊地域における対策としては当然の措置でございまして、客観的な基準を求めることが、大へん困難であるというような補助制度におきましては、その債務負担に適切な限度を設けるために必要な規定とされているのでございまして、そこで以上の見地から考えまして大蔵省といたしましては、今後このよ

うな措置が他に波及いたしますることは予算編成の弾力性を阻害するようになります。また本件の補助制度の運営にあたるまでは、予算編成の弾力性を阻害することにもなりかねないようになります。また本件の補助制度の運営にあたるまでは、予算編成の弾力性を阻害することによって適切な配慮をいたしましたと考えておりますので、この点に関しては、冬季になりますと、大体三ヶ月ないし四ヶ月というものはどうぞとも交通の途絶する地域がたくさんございます。これらの生活を考えましたならば、今建設大臣が言われているような足りなさというのは、これは大蔵省、ことに宮崎さんあたりは相当好意的であるが、結局どうも渋りがちなところが多く見えるわけです。砂防事業に対する質疑はないとおもふります。これが大蔵大臣として、この地域の実情といふものはよく御存じだと思います。今まで大蔵当局に対する予算要求等も私ども承知しておる範囲でも相違ありませんが、やはり国土保全の責任のある大臣として、この地域の実情といふものはよく御存じだと思います。今まで正せられる御意向のようございまして、これに対しまして大蔵省としての考え方を一、二申し上げたいと思いますが、現行法の六条において、積雪寒地帯におきます道路の除雪、防雪、凍雪害の防止の事業に関しまする国は補助を予算の範囲内において行なうこ

とができるという、予算の範囲内においてできる、ということは法律上の形式上の例文でございまして、予算と法律との調和を保つ、つまり予算と法律との矛盾をなくしその調和を保ちます。この点について私ども、今まで法が、いよいよ初年度に入りました事業を実施を行ない、また五年全体の基本計画を先般もきめたわけでございまが、さてそこまで作業をやつてみますと、まだまだこれでは規模が足りないという感じは多分に持つておるわざでござります。

○田中一君 建設大臣の答弁はまことにそのものばかりの実情であります。そこで、えとしてどうも道路がただ経済の成長というものに寄与するのみならず、この特殊地域におきましては生活そのものに直結するものであるといふことを考えますと、この辺のおきゅうは少し大蔵省に一発ぐらいくらわしてもいいんじゃないかという気もするわけです。ことに私は青森県出身でございまして、冬季になりますと、大体三ヶ月ないし四ヶ月というものはどことも交通の途絶する地域がたくさんござります。これらの生活を考えましたならば、今建設大臣が言われているよ

うな足りなさというのは、これは大蔵省、ことに宮崎さんあたりは相当好意的であるが、結局どうも渋りがちなところが多く見えるわけです。砂防事業に対する質疑はないであろうと思われます。私は採決に入らんことを要望いたしまして、もはや他の同僚においてもこれに對する質疑はないであろうと思われますから、無条件大賛成としてただちに投票いたします。私は賛成を得てあります。これが大蔵省から賛成を得てあります。申し上げます。

○田中一君 議事進行と動議の形になつておりますが、動議の面を取り上げまして小山君の動議に賛成でござります……

○委員長(後藤義隆君) 本案は大体において衆議院における各委員間の了解を得て、了解すところの各委員の了承のもとで提案されます。この動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤義隆君) 田中君の討論省略の動議が提出されました。これが対して成規の賛成がございましたが、御賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤義隆君) 多数であります。よって武藤君の附帯決議案は、本案についての委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(後藤義隆君) それでは、ただいまの附帯決議について建設大臣の所信をお述べ願います。

○國務大臣(中村梅吉君) 先ほど大蔵

決しました。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改

正する法律案全部を問題に供します。

本案を原案どおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) 全会一致であります。よって本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

○武藤常介君 私は討論を省略いたしましたから、附帯決議案を述べたいと思います。これは自民党ばかりではありません、相手の会派から賛成を得てあります。

○委員長(後藤義隆君) 本案を原案どおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) ただいまの武藤君の附帯決議案を問題にいたしました。武藤君提出の附帯決議案を、本案についての委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

○武藤常介君 私は討論を省略いたしましたから、附帯決議案を述べたいと思います。これは自民党ばかりではありません、相手の会派から賛成を得てあります。

○委員長(後藤義隆君) 本件を原案どおり決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) ただいまの武藤君の附帯決議案を問題にいたしました。武藤君提出の附帯決議案を、本案についての委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) ただいまの武藤君の附帯決議案を問題にいたしました。武藤君提出の附帯決議案を、本案についての委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤義隆君) 本件を改正する法律案に対する質疑はないであります。よって本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

ような次第で、国会の立法権と政府の予算編成権との彈力性という点からみますと、今の附帯決議の御趣旨のように、かかる立法はその弾力性を今後拘束することになりますから、ぜひ一つ前例としないように、政府を代表しまして希望をいたしておくれ次第であります。

○委員長(後藤義隆君) 本案の審査報告書については委員長に御一任願います。

○委員長(後藤義隆君) 次に請願の審査を行ないます。

初めに河川局関係、一五二、三〇八、三三二、九三七、一〇〇六、五件を議題といたします。まず専門員に説明いたさせます。

○専門員(武井篤君) 一五二番は光華靈園建設用地払い下げに関する請願であります。これは多摩川の中流に無縁寺を建てるために敷地を払い下げてくれという請願であります。これはこの前採択になっております。

次は、文書番号三〇八番でございます。産炭地振興計画福岡県伊方ダム建設に関する請願であります。これは田川の少し下のところでございますが、ここに三菱方城鉱業所というのがございまして、これが廢坑になりますのでそのあとに化學工場の誘致をはかりたい、そのため豊富な川があるのを、ここに多目的式ダムを作つてもらいたい、こういう請願であります。

次は文書番号三三二番であります。これは滋賀県愛知川総合開発事業促進に関する請願であります。これは滋賀県の愛知川総合開発がなかなか進捗しないので一つ努力してもらいたい、こういう請願であります。

○委員長(後藤義隆君) 次に請願の審査を行ないます。

○委員長(後藤義隆君) 河川局長の意見を求めます。

○政府委員(山内一郎君) 一五二号、光華靈園に関する件につきましては、

この両地点とも現在未定地でございまして、しかも無改修区域でございます。

河川としての効用を廃止するといふことはできないと思ひます。

○専門員(武井篤君) 説明が済んでおりません。

○委員長(後藤義隆君) 採択。一五二

○専門員(武井篤君) 三〇一号は傾斜

管でござりますので……。

○専門員(武井篤君) 三〇八号、三三二号はほかの省の所

管でござりますので……。

○専門員(武井篤君) 九三七号と一

〇六号は同じ請願でございまして、

この件につきましては東京高潮対策事

業として施行中でございますが、その必要性は最近の災害にかんがみまして

非常に重要なと考えておりますので、今後とも財政の許す限り早期に完成する

○専門員(武井篤君) 文書番号の二号

は、府県道枚方水口線を二級国道にし

てくれという請願であります。これは

五号、三〇六号、九件。

○専門員(武井篤君) 全部これを採

択にして異議ありませんか。

○委員長(後藤義隆君) 次に道路局関係、二号、三号、九四六号、一八三号、三三四号、五六一号、二八四号、三二

七〇四号の三件を一括議題といたします。

○専門員(武井篤君) 三〇一号は傾斜

管等における部落解放政策樹立に関する請

それから次の七〇三号は、建設行政

における部落解放政策樹立に関する請

願であります。これらは部落における請

<

昭和三十六年十一月九日印刷

昭和三十六年十一月十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局